

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月27日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表スポーツ振興課の項第2号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同項第3号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

(生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ウ中「生駒市スポーツ振興審議会」を「生駒市スポーツ推進審議会」に改める。

(生駒市体育指導委員に関する規則の一部改正)

第3条 生駒市体育指導委員に関する規則(昭和49年4月生駒市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市スポーツ推進委員に関する規則

第1条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条第1項中「市民のスポーツの振興」を「本市におけるスポーツの推進」に改め、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「学校、公民館等」を「学校等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「市民のスポーツの実技の指導」を「市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

第6条中「うえに」を「上に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。